

大規模災害からの復興に関する法律案 新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）	1
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（附則第七条関係）	3
○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（附則第八条関係）	5
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第九条関係）	6
○ 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（附則第十条関係）	8
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（附則第十一条関係）	10

改 正 案		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
法律	事 務	
(略)	(略)	
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）	(略)	
現 行		<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
法律	事 務	
(略)	(略)	
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）	(略)	

<p>大規模災害か らの復興に関 する法律（平 成二十五年法 律第 号</p>	<p>第四十八条第二項及び第四項の規定により都道府県 が処理することとされている事務（同項の規定によ り都道府県が処理することとされているものにあつ ては、政令で定めるものに限る。）</p>

改 正 案	現 行
<p>(都市施設)</p> <p>第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第 号）第二条第九号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）</p> <p>十三 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(都市計画基準)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(都市施設)</p> <p>第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二 (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 密集市街地整備法第三十条に規定する防災都市施設に係る都市施設、都市再生特別措置法第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法第五十一条第一項の規定により決定又は変更をする都市計画に係る都市施設、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地並びに一団地の津波防災拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>(都市計画基準)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

4 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の二、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に必要な基準は、前三項に定めるもののほか、別に法律で定める。

5・6 (略)

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）【附則第八条関係】

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>                     第十一条（略）                      2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。                      一～四（略）                      五 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第 号）                      第三十七条に規定する業務を行うこと。                      3（略）                 </p>	<p>                     第十一条（略）                      2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。                      一～四（略）                      （新設）                      3（略）                 </p>

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）【附則第九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（歳入及び歳出）            第二百一条（略）            2・3（略）            4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。            一 歳入            イ（略）            ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九條第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四十七條第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金            ハヽル（略）            ニ（略）            5（略）            （歳入及び歳出）            第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。            一 歳入            イヽニ（略）            ホ 砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第九十</p>	<p>（歳入及び歳出）            第二百一条（略）            2・3（略）            4 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。            一 歳入            イ（略）            ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九條第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は附則第三条第一項の規定による負担金            ハヽル（略）            ニ（略）            5（略）            （歳入及び歳出）            第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。            一 歳入            イヽニ（略）            ホ 砂防法第十四条第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第九十</p>

五号)第九十条第一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十二条の第三項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二条第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第五条第一項又は東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六条第九項の規定による負担金で復興事業に係るもの

二  
へ (略)

五号)第九十条第一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十条第一項若しくは第二項、港湾法第五十二条第二項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六条第一項、道路法第五十条第二項、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十二条の第三項若しくは第二項、海岸法第二十六条第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条第一項から第三項まで、河川法第六十条第一項、第六十六条若しくは第七十条の二第一項、独立行政法人水資源機構法第二十二条第三項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項、第十条第五項若しくは第十一条第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第五条第一項又は東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十六条第八項の規定による負担金で復興事業に係るもの

二  
へ (略)

改 正 案	現 行
<p>（地籍調査事業の特例） 第五十六条（略） 25（略）</p> <p>6 第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。この場合における国土調査法第三条第二項、第七条及び第四章から第六章までの規定の適用については、国土交通省が行う地籍調査を同法第二条第一項に規定する国土調査とみなし、同法第六条の三第四項、第六条の四、第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、同法第六条の三第四項中「第九条の二第二項」とあるのは「第九条の二第二項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第九項」と、同法第六条の四中「都道府県、市町村又は土地改良区等」とあり、同法第三十二条中「地方公共団体（第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人）又は土地改良区等」とあり、及び同法第三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作成しなければ」とする。</p> <p>7 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第 号） 第二十条第六項の規定が適用される場合における前項の規定の適用につ</p>	<p>（地籍調査事業の特例） 第五十六条（略） 25（略）</p> <p>6 第一項に規定する国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が第四十六条第六項の規定により公表されたときは、国土交通省が当該地籍調査を行うものとする。この場合における国土調査法第三条第二項、第七条及び第四章から第六章までの規定の適用については、国土交通省が行う地籍調査を同法第二条第一項に規定する国土調査とみなし、同法第六条の三第四項、第六条の四、第三十二条及び第三十二条の二の規定の適用については、同法第六条の三第四項中「第九条の二第二項」とあるのは「第九条の二第二項及び東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第五十六条第八項」と、同法第六条の四中「都道府県、市町村又は土地改良区等」とあり、同法第三十二条中「地方公共団体（第十条第二項の規定により地籍調査の実施を委託された法人が地籍調査を実施する場合にあつては、当該法人）又は土地改良区等」とあり、及び同法第三十二条の二第一項中「地方公共団体又は土地改良区等」とあるのは「国土交通省」と、同法第六条の四第二項中「作成して、都道府県にあつては国土交通大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければ」とあるのは「作成しなければ」とする。</p> <p>（新設）</p>

いては、同項中「第九条の二第二項及び」とあるのは、「第九条の二第二項、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第号）第二十条第八項及び」とする。

8| 第六項に規定する復興整備計画の区域をその区域を含む被災関連都道県が国土調査法第六条の三第二項の規定により定める事業計画は、当該復興整備計画に適合するものでなければならない。

9| (略)

7| 前項に規定する復興整備計画の区域をその区域を含む被災関連都道県が国土調査法第六条の三第二項の規定により定める事業計画は、当該復興整備計画に適合するものでなければならない。

8| (略)

改 正 案	現 行
<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号） （）、土地収用法（昭和二十六年法律第百十九号）、公共用地の取得 に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、都 市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>大規模災害からの復興に関する 法律（平成二十五年法律第 号）</u>第四十二條第四項及び第六項の 規定により読み替えて適用する場合を含む。）、古都における歴史的 風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香 村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置 法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六 十七号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 する法律（平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律 第百八十号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地 区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九條第三項の規定に よりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平 成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十 六年法律第百九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平 成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二 百一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号） （）、土地収用法（昭和二十六年法律第百十九号）、公共用地の取得 に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、都 市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保 存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村におけ る歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号） 、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （平成十二年法律第五十七号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十 号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、住宅地区改良法 （昭和三十五年法律第八十四号）第二十九條第三項の規定によりその 例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法 律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律 第百九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年 法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の 規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>